

VI.参考資料

1. 御嵩町役場本庁舎の整備方針について（諮問）	1
2. 御嵩町役場本庁舎の整備方針について（答申）	2
3. 新庁舎整備特別委員会（中間）報告書	7
4. 新庁舎整備特別委員会（第2次中間）報告書	11
5. 御嵩町新庁舎建設検討委員会報告書	21
6. 先進類似事例の調査	25

1. 御嵩町役場本庁舎の整備方針について（諮問）

御総行第72号

平成27年8月25日

御嵩町庁舎整備検討委員会 委員長 様

御嵩町長 渡邊 公夫

御嵩町役場本庁舎の整備方針について（諮問）

御嵩町庁舎整備検討委員会設置要綱（平成27年訓令甲第7号）第2条の規定により、本町の庁舎について、建築後36年を経過し老朽化が進行していること、及び耐震診断の結果南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱に耐えられない構造であることを鑑み、現在の庁舎の耐震補強及び大規模改修の実施又は庁舎の建替え（移転を伴うか否かを含む。）のいずれの整備方針とするかについて意見を求めます。

2. 御嵩町役場本庁舎の整備方針について（答申）

平成28年2月2日

御嵩町長 渡邊公夫様

御嵩町庁舎整備検討委員会

委員長 丹羽利夫



御嵩町役場本庁舎の整備方針について（答申）

御嵩町庁舎整備検討委員会設置要綱（平成27年訓令甲第7号）第2条の規定に基づき、現在の庁舎の耐震補強及び大規模改修（以下「耐震改修」という。）の実施又は庁舎の建替え（移転を伴うか否かを含む。）のいずれの整備方針とするかについて、5回にわたり慎重に審議を重ねてまいりましたので、下記のとおり答申します。

記

1. 整備方針の基本

- (1) 災害対策本部を設置する庁舎の重要性に鑑み、現庁舎が耐震性に乏しく有事の際に行政機能が麻痺するおそれがあることから、災害時においてその機能を十分発揮できる庁舎を速やかに整備すること。
- (2) 御嵩町の財政に過度の負担を強いることなく、町民が利用しやすく、また永く信頼される庁舎を整備すること。
- (3) 本委員会での議論や基礎的な資料をもとに、議会や庁内、有識者等において更なる検討を重ね、町民に対して広く情報を公開するとともに、町民の理解を得ながら早期かつ円滑に進められること。

2. 整備方針の検討及び意見

本委員会においては、まず庁舎として求められる機能や役割について審議したところ、本町にあっては亜炭鉱廃坑問題を抱えており災害時には甚大な被害が想定されることから、災害対策本部としての機能を堅持するため速やかに整備することが最も重要であることが委員全員の一致した意見であった。

また、財政面、現庁舎の耐震性能が乏しいこと、設備の老朽化、駐車場等のスペースの問題、公共施設の再編・集約、町の活性化等の庁舎機能について、これらを庁舎の整備方針の方向付けを行うための評価項目として審議し、次のとおり意見を

取りまとめた。

- (1) いずれの案も優劣があるため1つの方針にはまとまらなかったが、耐震改修を推す意見に比べ、建替えを推す意見が多数を占めた。耐震改修を推す理由としては、他の公共施設を整備するため庁舎はできる限り費用を抑えた方がよいこと等が挙げられた。一方、建替えを推す理由としては、仮設庁舎建設などで耐震改修は多額の費用を要するものの老朽化が解消できないため更なる修繕費用の発生が想定されること、駐車スペースやプライバシーに配慮した相談スペースの確保、ユニバーサルデザインへの対応の必要性があること等が挙げられた。
- (2) 建て替える場所については、新たな街の形成や駐車場の確保から移転を推す意見が多かったものの、移転先の場所におけるまちの将来像を明確にしたまちづくり計画を策定すること、他の公共施設との複合化や多機能化など移転によって期待される効果を十分検討すること、これらに基づき適切な場所を速やかに選定すること等を条件とする意見が挙げられた。

3. その他意見

その他の主な意見は次のとおりです。今後はこれらの意見にも留意していただき、事業を推進するよう要請いたします。

- 東京オリンピックやリニア中央新幹線など国内における大型需要により建築コストが高騰している現状を踏まえ、またライフサイクルコストにも着目し、庁舎整備の時期・内容の再検討や自然共生型の設計などランニングコストの低減を図るなど、長期的な視点をもった庁舎整備をされたい。
- 現在地は地下充填工事により地盤の安定のための対策が施されており、小中学校、交番、保健センターなど行政機関が集中している好立地でもある。スピード感を持って整備を進めることができる「現在地での建替え」においては、現在地の中央にある町道の付替えや近隣地の買収、庁舎の高層化など、様々な角度からの視点や工夫により敷地不足という課題を解消することを検討されたい。
- 庁舎の移転は、移転先のビジョン（計画）が必要。国道21号バイパスや八百津トンネルの開通による人の流れの変化、名鉄広見線の存続問題、リニア中央新幹線の開通など本町を取り巻く環境変化を見据えた30年、50年先の長期的展望のもと、公共施設の集約化や多機能化、商業施設の誘致など移転先におけるまちづくり計画の策定や、若い人が夢を持って活躍できるような新たなまちづくりに関する調査を進められたい。
- 現行の耐震改修では仮設庁舎が必要とされており、これが何も生み出さないことから、この方法にこだわることなく、災害対策本部機能や多機能スペース等を移転

させるために現庁舎への増設やまちの中に恒久的に活用できる施設を早期に整備して仮執務室としつつ、現庁舎については最低限の耐震改修を行い、耐震改修後にはその施設で人が集うことができるなど多機能に活用するといったような、無駄や費用を抑える耐震改修プラスアルファという手法も検討されたい。

- 庁舎整備の実施にあたっては、町民サービス機能（ホール、交流スペース等）を充実するとともに、他の公共施設の整備についても整理し検討されたい。

御嵩町庁舎整備検討委員会の経緯

	開催日	内容
第1回委員会	平成27年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、任命 ・町長諮問 ・委員長、副委員長選任 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会スケジュール ・庁舎の役割と課題 ・各整備方針の比較
第2回委員会	平成27年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回検討委員会における質問に対する補足 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修・大規模改修事業の概要 ・災害時における本部機能 ・庁舎整備に係る借入シミュレーション ・町内の町有地について (2) 整備方針決定のための「評価基準」検討
第3回委員会	平成27年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 整備方針決定のための「評価基準」の基準(案) <ol style="list-style-type: none"> ①「基準(案)」の検討 ②「評価基準」の再評価 ③「評価基準」の優先度 (2) 整備方針3案の評価 (3) その他意見について
第4回委員会	平成27年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) これまで出された意見集約表による方針決定の検討 (2) 答申(案)について
第5回委員会	平成28年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ul style="list-style-type: none"> 答申(案)について

添付資料

- ・委員会に提出された資料
- ・委員会において議論された議事録（概要）

御嵩町庁舎整備検討委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
会長	丹羽 利夫	識見者 (1号委員)
副会長	藤掛 義彦	商工会 副会長 (2号委員)
1号委員 (学識経験を 有する者)	海道 清信	名城大学都市情報学部教授 工学博士
	黒川 哲	一級建築士
	知久 慎一郎	一級建築士
2号委員 (各種団体の 代表者)	谷口 鈴男	町議会 総務建設産業常任委員会委員長
	岡本 隆子	町議会 民生文教常任委員会委員長
	大竹 美知子	民生児童委員 高齢部会部長
	柴田 智行	みたけとんちゃん発展会 副会長
4号委員 (町長が指名 した町職員)	小倉 辰信	福祉課 児童福祉係長 40歳代
	板屋 達彦	亜炭鉱廃坑対策室 主査 30歳代
	成瀬 達也	建設課管理係 主事 20歳代
事務局	寺本 公行	総務部長
	葛西 孝啓	企画調整参事
	亀井 孝年	総務防災課長
	加藤 貴久	総務防災課 行政管財係長
	梅村 彩華	総務防災課 行政管財係 主事

3. 新庁舎整備特別委員会（中間）報告書

平成28年11月14日

御嵩町議会議長

大沢 まり子 様

新庁舎整備特別委員会

委員長 高山 由行

新庁舎整備特別委員会（中間）報告書

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告します。

1. 経過

①庁舎の現状

御嵩町の現在の庁舎は、昭和54年5月に建築された本庁舎と、住民の健康増進の拠点として平成4年に整備された保健センターを含む北庁舎の二つの建物で構成されています。

このうち本庁舎は、既に築37年を経過し老朽化が進行しているばかりか、耐震診断の結果、建築物の地震に対する安全性を示す指標であるIs値が著しく低く、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱に耐えられない構造であることが判明しました。

この結果を踏まえ、町は、町長の諮問機関である御嵩町庁舎整備検討委員会に対し、庁舎の整備方針について議論していただいた結果、3案併記の答申となりました。その後、熊本地震により耐震化を実施した庁舎までもが損壊した事実を踏まえ、耐震工事は行わないとして、事実上、新築の2案に絞られました。

最終的には、現在の場所に新築するか、新たな場所に移転新築すべきか、町長の決断と議会の判断が求められる状況となっています。

②現庁舎の課題

御嵩町の庁舎は、本庁舎と北庁舎の二つの庁舎がありますが、特に本庁舎には、次のような喫緊の課題があり、行事によっては住民に迷惑を掛けている状況です。

- ・耐震診断の結果、震度6弱に耐えられない構造
- ・非常電源設備がない
- ・高度情報化対応の限界
- ・ユニバーサルデザインの欠如
- ・住民スペース及び執務スペースの不足
- ・駐車場の不足
- ・庁舎の下の亜炭鉱廃坑への懸念

③特別委員会の経緯

御嵩町議会においても、議会住民懇談会を開催して住民の意見を集約するなど、災害対策本部となる庁舎の耐震化問題については、重要な課題として今までも議論してきました。

しかし、本年4月14日に発生した熊本地震において、各種政策を優先して庁舎の耐震化問題を先送りしてきた自治体と、実際、耐震工事を実施したにも関わらず震度7の地震が直撃した自治体では、庁舎が損壊し、災害対策本部や行政サービスの機能不全に陥りました。

このような状況から町議会としては、考え方を大きく転換する必要があるとして、議員間討議を重ねてきた結果、現庁舎の耐震化ではなく、防災拠点として十分機能する新庁舎を新築する必要があるという方針で合意形成してまいりました。

「新庁舎を新築」とした方向性を決めた議会として、引き続き、町の未来について積極的に討議を行い、その決定にあたり、議会としての責任を果たしていく必要があることから、新庁舎の整備に関する調査・研究をするため、7人で組織する新庁舎整備特別委員会を平成28年9月1日に設置しました。

以降、11月14日までに計9回の協議会を含む特別委員会を開催し、調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため計3回の議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、活発な議論を重ねてきました。

詳細は、別添「新庁舎整備特別委員会調査の経緯等」参照。

2. 中間まとめ

①求められる庁舎について（新庁舎への期待）

新庁舎整備特別委員会では、新庁舎を新築するにあたり、「現在の場所」と「新たな候補地」のどちらが優れているかなど、特性や課題を議論するだけでなく、将来、御嵩町にとって新たなまちづくりの拠点にもなり得るか、また、本来、庁舎はどんな役割を果たすべきかなどについて慎重に議論を重ねてまいりました。

特別委員会が議論した求められる庁舎像として重要なポイントは次のとおりです。

- ・災害時の拠点となり得るスペースが確保できること
- ・環境モデル都市として相応しい庁舎であり、町外に情報発信ができること
- ・交通アクセスが便利であること
- ・名鉄広見線の利用促進につながる事
- ・御嶽宿など観光資源を活かした一体的なまちづくりができること
- ・他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であること
- ・町の活力となる民間商業施設などが展開できる可能性があること

②新庁舎の建設場所について

以上を踏まえて暫定的な新庁舎の候補地を数か所選定するとともに、現在地と新たな候補地のメリット、デメリットなど住民から寄せられた意見を基に絞り込んだ重要なキーワード毎に比較してきました。その結果、一つ目として、亜炭鉱廃坑対策はどここの場所に新築することになっても費用が必要となる可能性が高いこと。二つ目として、建築物は現在地のような狭い場所に建築すると費用が割高になり、また、道路の付替えや民有地の取得など別の費用が発生する可能性もあること。三つ目として、現在地に新築したとしても、求められる庁舎像を実現できるような、まちづくりの将来性が望めないことなどの意見を取りまとめました。

従って、新庁舎整備特別委員会としては、これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきと全会一致で結論付けるに至りました。

③今後の新庁舎建設の進め方について

当特別委員会は、調査・研究事項の一つである「新庁舎整備の候補地に関する事項」については、庁舎移転の方針を示すことになりました。二つ目の項目である「新庁舎整備に係る方向性に関する事項」については、今後、執行部の進捗状況などその都度説明を求めていきながら、調査・研究を行っていくものとします。

別添

<新庁舎整備特別委員会調査の経緯等>

年月日	名称	協議内容
平成 28 年 9 月 1 日 (木)	特別委員会 (第 1 回)	委員長・副委員長の選任
平成 28 年 9 月 7 日 (水)	特別委員会協議会 (第 2 回)	①今後の進め方について ・スケジュール ・目的
平成 28 年 9 月 7 日 (水)	特別委員会 (第 2 回)	②2 案の比較について
平成 28 年 9 月 14 日 (水)	特別委員会協議会 (第 3 回)	2 案の比較について ・現在の場所で新築する場合 の課題 (建蔽率、容積率、日 照権など)
平成 28 年 9 月 14 日 (水)	特別委員会 (第 3 回)	
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	特別委員会協議会 (第 4 回)	議会活性化研究会での討議 内容について
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	特別委員会 (第 4 回)	
平成 28 年 9 月 29 日 (木)	特別委員会協議会 (第 5 回)	新庁舎の移転候補場所につ いて
平成 28 年 9 月 29 日 (木)	特別委員会 (第 5 回)	
平成 28 年 10 月 6 日 (木)	特別委員会協議会 (第 6 回)	①新庁舎整備に係る執行部 への確認内容について
平成 28 年 10 月 6 日 (木)	特別委員会 (第 6 回)	②新庁舎の移転候補場所の 比較について
平成 28 年 10 月 11 日 (火)	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 28 年 10 月 11 日 (火)	特別委員会協議会 (第 7 回)	①議会活性化研究会での討 議内容について
平成 28 年 10 月 11 日 (火)	特別委員会 (第 7 回)	②新庁舎の移転候補場所 について
平成 28 年 10 月 24 日 (月)	特別委員会協議会 (第 8 回)	①新庁舎整備特別委員会の 委員長報告について
平成 28 年 10 月 24 日 (月)	特別委員会 (第 8 回)	
平成 28 年 10 月 28 日 (金)	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 28 年 11 月 1 日 (火)	特別委員会協議会 (第 9 回)	①新庁舎整備に係る執行部 への確認内容について
平成 28 年 11 月 1 日 (火)	特別委員会 (第 9 回)	②新庁舎整備特別委員会の 委員長報告について
平成 28 年 11 月 14 日 (月)	全員協議会	特別委員会報告

4. 新庁舎整備特別委員会（第2次中間）報告書

平成29年12月6日

御嵩町議会議長
山田 儀雄 様

新庁舎整備特別委員会
委員長 高山 由行

新庁舎整備特別委員会（第2次中間）報告書

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告します。

1. 特別委員会の経過

① 住民意見集約のための議会住民懇談会

特別委員会では、平成28年12月の第4回定例会において、新庁舎の建設場所について「これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべき」と中間報告書を取りまとめました。

この移転新築の結論を導き出すために、現庁舎の場所を含め、考えられる7カ所の候補地を挙げ、現地を視察した上で、議会住民懇談会において参加者から寄せられた重要なキーワードを基に比較検討し、2カ所に絞り込む議論をしてきました。

さらに、今年度の平成29年6月25日に開催した議会住民懇談会においても、この中間報告を行ったうえで、新庁舎の候補地として、防災拠点、公共施設の集約、アクセスの利便性など踏まえて議論していただきました。参加した27名の意見ではありますが、みたけの森入口近くの21号バイパス沿線一帯と顔戸グラウンドを含む県道多治見白川線沿線一帯の2カ所に意見が集中し、特別委員会で協議してきた2カ所のエリアと参加住民の意見は一致したことを確認しました。

② 特別多数議決に向けて

8月24日開催の全員協議会において、町執行部より庁舎に関する行政視察の状況や有識者を加えた住民による新庁舎建設検討委員会を立ち上げる報告がありました。さらに新庁舎建設基本構想の概要版（案）において3カ所の候補地の提示があり、その候補地のうち2カ所については、特別委員会や議会住民懇談会での住民意見と一致したものでした。

10月6日に開催した執行部を招いての特別委員会において、再度、庁舎基本構想進捗状況の確認を行ったところ、特に、候補地の絞り込みを早急に取りまとめる必要があるとのことで、21号バイパスエリアと顔戸グラウンドエリアの2カ所のうちから、議

会の意向を尊重して決定していくという方針を確認しました。

地方公共団体の事務所の変更は、地方自治法第4条第3項に規定される特別多数議決が必要な案件であり、議会の意思決定は重要なものであることから、特別委員会としても引き続き調査・研究を重ね、委員会意見の一致を目指すこととしました。

12月5日までに執行部等との意見交換会のほか、8回の協議会と6回の特別委員会を開催し調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため議会活性化研究会及び全員協議会を開催し活発な議論を重ねてきました。

詳細は、別添「新庁舎整備特別委員会調査の経緯等」参照。

③ メリット・デメリットの整理

この候補地2カ所については、議会住民懇談会での住民意見も特別委員会委員の意見もそれぞれの優位性など意見が真っ二つに分かれる傾向があったため、意見を掘り下げながらメリットとデメリットについて比較を行いました。

特にデメリットの内容は、地形や利便性に影響する要素が主なもので、デメリットを解決するためには、ある程度のインフラ整備を想定する必要があります。

そこで新庁舎に係る費用以外に、どのようなインフラ整備が必要であるかの洗い出しを行い「候補地のメリット・デメリットの整理」のとおり、取りまとめを行いました。

しかしながら、メリットとデメリットだけの整理比較では、リスクとなる将来的な負担の可能性など判断が困難な事から、特別委員会として独自の新庁舎建設候補地の評価を行うこととしました。

候補地のメリット・デメリットの整理

(平成29年10月4日時点)

21号バイパスエリア	顔戸グラウンドエリア
<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名鉄御嵩駅、願興寺、南山総合グラウンドなど、観光やまちづくりが可能 ・御嵩の発展を考えるとバイパスエリア ・願興寺や御嵩駅が中山道のスタート拠点 ・みたけの森まつり、よつてりゃあみたけ、願興寺イベントを考慮すると大きな駐車場が共有できる ・まちづくりや観光の視点から近くが良い ・駅からの利便性は重要 ・周辺に商業施設も将来期待できる ・アクセスが良く、町民の利便性がある ・財政負担が少ない ・学校に近い所である ・駅や鉄道中心のまちづくりが可能 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早く保育園を着手するなら顔戸グラウンド ・県道の横で、バイパス・国道21号に近い ・顔戸なら建物の倒壊の影響を受けない ・災害を考えると顔戸 ・御嵩町は南北に弱い、可児川より北側が良い ・民間の協力により発展が期待できる ・人口重心の視点からよい（人口が多い） ・まちづくりに庁舎の位置は関係ない ・必要なら顔戸エリアに新駅を設置すればよい（駅を望んでいるわけではない） ・南北は重要なルート。バイパスより県道が基軸 ・新駅は、増設してもダイヤに影響はない ・農地の連担性から考慮すると顔戸 ・高圧線は心配であるが、移設可能 ・バイパスのような渋滞道路はない ・庁舎と観光は別。離れていても施策は可能
<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年、23年の2年連続で発生した豪雨災害により古屋敷で浸水被害が発生した ・インフラ整備などの投資が問題 ・3～4mの盛土が必要 ・可児川の南は氾濫や水害が不安材料 ・バイパスは交通渋滞している ・保育園の建設に時間が掛かる可能性がある 	<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔（高圧線）による影響が不安材料 ・インフラ整備などの投資が問題 ・可児市の大型店の出店があれば、新駅の可能性があったが、現段階では難しい ・庁舎としては町の西に偏り過ぎ ・顔戸エリアは今後の発展が望めない ・駅の移設や新駅は、今までの経緯から困難 ・児童館が顔戸だと御嵩地区の利用者は不便 ・将来的には顔戸の南方面へ橋梁が必要 ・顔戸エリアのインフラは将来の足かせ ・顔戸グラウンドの代替地が必要
<p>【課題解決のために必要なインフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害に耐えうる盛土 	<p>【課題解決のために必要なインフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害に耐えうる盛土 ・広い道路整備 ・南北に可児川を渡す橋梁 ・名鉄新駅 ⇒ 困難 ・高圧線の移転 ⇒ 困難 鉄塔より西側のみ ・西側か東側かでグラウンドの代替地が必要となる ・踏切の道幅拡大は困難

2. 新庁舎建設候補地の評価

① 候補地の地理的分析のための暫定中心地の設定

2つの候補地は、範囲が広く具体的な場所が決まっています。そこで地理的分析を行う基準として、候補地となるエリア全体を囲み、その中で、既存道路の拡幅を想定し、エリアの中心に一番近い道路上に暫定的な中心地を下図のとおり設定しました。



図 21号バイパスエリア



図 顔戸グラウンドエリア

② 候補地の地理的比較の概要

候補地の周辺環境や住民の利便性を確認するため、暫定的な中心地を基に下表のとおり地理的比較を行いました。

候補地		21号バイパスの周辺	顔戸グラウンドの周辺
候補地環境	面積	想定敷地 最大 20,000 m ²	想定敷地 最大 20,000 m ²
	位置・ 周辺環境	名鉄御嵩駅の南西。21号バイパス と可児川に挟まれた田畑	県道多治見白川線の西。南と西を可 児川に囲まれた田畑
	主要道路	21号バイパス・南山環状線 ・大泥茶田原線	県道多治見白川線
	人口重心	道路で 1.2km 徒歩 14分	道路で 0.7km 徒歩 8分
	地理中心	道路で 2.4km	道路で 3.3km
住民利便性 (公共施設 商業施設等 への距離)	鉄道	御嵩駅から 0.5km 御嵩口駅から 0.6km	御嵩口駅から 1.2km 顔戸駅から 1.1km
	バス	御嵩駅バス停から 0.5km	バロー御嵩店バス停から 0.5km
	学校	御嵩小 1.0km・伏見小 5.0km 上之郷小 4.8km	御嵩小 1.6km・伏見小 3.0km 上之郷小 6.1km
	郵便局 ・銀行 ・農協	御嵩郵便局 0.9km・中郵便局 0.7km 十六銀行 0.9km・東濃信用 0.9km J A 中支店 1.0km	中郵便局 1.2km・バロー ATM 0.5km 十六銀行 2.0km・東濃信用 1.3km J A 中支店 1.3km
	スーパー コンビニ	バロー 2.2km・Vドラッグ 0.3km コンビニ御嵩中坪店 0.4km	バロー 0.5km・Vドラッグ 0.5km コンビニ中店 0.8km 古屋敷店 1.0km
	消防署 ・交番	消防署 1.1km 交番 1.2km	消防署 1.9km 交番 2.0km
	病院	桃井病院 0.7km	桃井病院 1.4km
	観光施設	御嶽宿 0.5km みたけの森 1.1km 南山公園 0.9km	御嶽宿 1.8 km みたけの森 2.5 km 南山公園 2.7km
	最寄りの 避難所	大規模 海洋センター 0.9km 小規模 中公民館 0.7km	大規模 ぼっぼ館 1.2km 小規模 中公民館 1.3km

③ 候補地の選定のための評価項目

候補地の選定については、昨年、特別委員会が中間報告書の中で「求められる庁舎について（新庁舎への期待）」に列記した7項目の重要なポイントを踏まえ、候補地の状況を整理し、選定するための評価の視点として次の4項目を評価項目としました。

(1) 防災拠点としての安全性

前回の中間報告において、現庁舎の耐震化ではなく、防災拠点として十分機能する新庁舎を移転して新築すべきと提言してきたことから、庁舎の移転候補地における災害発生時の防災性とアクセスや拠点としての機能維持性など安全性について評価を行いました。

(2) 住民の利便性

庁舎の位置を変更する場合は、地方自治法の「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とした規定を踏まえ、アクセス性、連携性、地理性から住民が利用しやすい施設となるかについて評価を行いました。

(3) まちづくりとの整合性

「御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転」とした前回の中間報告を踏まえ、景観性と地域貢献性から新庁舎の周辺地域の今後の可能性について評価を行いました。

(4) 将来負担などの経済性

両候補地とも災害対策のためのインフラ整備などが必要であることから、リスク回避のために今後必要となる道路や橋梁など、現時点で想定しうる将来負担について評価を行いました。

④ 評価の基準及び配点表

4つの評価項目をより詳細に評価するため、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）を参考に、評価項目の分類を行い、それぞれの評価の内容と視点を整理したうえで、客観的な判断ができるよう次のとおり「評価の基準及び配点表」を定め評価を行いました。

評価の基準及び配点表

評価項目	評価基準			配点	
	項目の分類	評価内容	評価の視点		
防災拠点としての安全性	防災性	災害からの安全性	防災ハザードマップ等により災害（洪水・亜炭鉱等）からの安全性を評価する。	10	30
	機能維持性	災害時のアクセスの容易性・多様性	緊急輸送道路へのアクセスの容易性や多様性を評価する。	10	
		防災拠点となり得るオープンスペースの確保	消防・自衛隊など援助活動の容易性を評価する。	10	
住民の利便性	アクセス性	公共交通機関によるアクセス性	名鉄やバスによる住民の利便性を評価する。	10	40
		周辺道路整備状況によるアクセス性	自動車による庁舎へのアクセスのしやすさを評価する。	10	
	連携性	他の官公署などの連携の容易性	交番、郵便局、銀行等との位置関係や集積を評価する。	10	
	地理性	地理的（人口重心）状況によるバランス性	町全域から地理的な距離及び人口重心からの距離を評価する。	10	
まちづくりとの整合性	景観性	周辺景観との調和性	観光資源を活かしたまちづくりなどの調和性を評価する。	10	30
	地域貢献性	周辺地区の活性化への影響	公共施設の集約をはじめ民間商業施設などが展開できる可能性を評価する。	10	
		まちの顔としての情報・交流・文化	環境モデル都市として相応しい情報発信等の拠点となり得るか評価する。	10	
将来負担などの経済性	将来負担などのリスク性	インフラ整備の必要性	利便性や災害時のアクセスを考慮し、今後必要な道路や橋梁など将来負担を評価する。	10	20
	更新性・拡張性	将来の施設拡張などの可能性	将来、庁舎の増改築、他の公共施設の集約複合化等の余地に対する可能性を評価する。	10	
合 計				120	

⑤ 新庁舎建設候補地の評価結果

評価項目	評価基準		21号バイパスエリア		顔戸グラウンドエリア			
	項目分類	評価内容	評価の観点	特別委員会意見	評価	特別委員会意見	評価	
防災拠点としての安全性	防災性	災害からの安全性	防災ハザードマップ等により災害(洪水・土砂災害等)からの安全性を評価する。	○ハザードマップは、浸水想定0.5m～1.0mとなっており堤防が氾濫した場合の被害が顔戸に比べて小さい。 ○敷地造成に盛土が必要で、どちらの候補地も同じ。 ○過去の豪雨でバイパス南で発生した浸水が不安材料。	7	○ハザードマップは、浸水想定0.5m～2.0mとなっており堤防が氾濫した場合の被害が21号バイパスに比べて大きい。 ○敷地造成に盛土が必要で、どちらの候補地も同じ。 ○河川より北に住居が多く災害地点としては優位。	6	
	機能維持性	災害時のアクセシビリティ	緊急輸送道路へのアクセシビリティや多様性を評価する。	○第1次緊急輸送道路に隣接し、南山線と大泥茶臼原線の広い道路に開かれ、東西南北のどこからでもアクセスが容易。	9	○第2次緊急輸送道路に隣接するが、向丘線下であり、アクセス道路の整備が必要。 ○21号には近いが、東側の1本からしかアクセスできず、緊急時の多様性に欠ける。	5	
住民の利便性	アクセシビリティ	アクセシビリティ	防災拠点となり得る	○消防グラウンド、防災センターから近い。 ○最寄りの避難所までの距離も1km以内と近い。 ○オープンスペースの確保は可能。	9	○消防グラウンド、防災センターから遠い。 ○最寄りの避難所までの距離は1kmを超えやや遠い。 ○オープンスペースの確保は可能。	5	
		公共交通機関によるアクセシビリティ	名鉄やバスによる住民の利便性を評価する。	○名鉄御器原駅に近く、名鉄の利用促進につなげる事が出来る。 ○新庁舎のバス停を新設しても、バスの通り抜けルートを設定できる。	9	○最寄りの駅から遠く、新駅の設置が望まれるが、事実上困難。 ○新庁舎のバス停を新設しても、袋小路のためバスの通り抜けルートの設定が困難。	5	
	遊憩性	遊憩性	周辺道路整備状況によるアクセシビリティ	自動車による行合へのアクセシビリティややすさを評価する。	○21号バイパスをはじめ、大小の道路の道路本数も多く、どこからでもアクセスが可能。 ○大泥茶臼原線の踏切から川公民館までの道幅を拡幅することが望ましい。	9	○東側の県道にアクセスするしか方法は無い。 ○21号からバイパスへ接続する南北の道路整備が必要だが、踏切高架や河川沿いの橋梁が必要となる。 ○将来的に西の河川方面への道路整備も橋梁を含め必要。	5
		遊憩性	他の官公署などの連携の容易性	交番、郵便局、銀行等との位置関係や集積を評価する。	○他の官公署などへの距離も近く、集積されており、町民にとっての利便性が高い。	8	○他の官公署などへの距離は遠く、利便性が低い。	5
まちづくりと整合性	地域貢献性	地理性	地理的(人口重心)状況によるバランス性	町全域から地理的な距離及び人口重心からの距離を評価する。	8	○人口重心に近いが、生活圏からやや遠い位置関係にある。	7	
		景観性	周辺景観との調和性	観光資源を活かしたまちづくりなどの調和性を評価する。	9	○名鉄御器原駅、御器原、駒形寺、みたけの森、南山総合グラウンドなど、観光の目玉やまちづくりの拠点として調和が可能。	4	
将来負担などの経済性	地域貢献性	景観性	周辺地区の活性化への影響	公共施設の集約をはじめ民間商業施設などが展開できる可能性を評価する。	9	○21号バイパス沿いであり、上下水とも整備済みであることから、公共施設の集約も可能。	4	
		地域貢献性	まちの顔としての情報・交流・文化	環境モデル都市として相応しい情報発信等の拠点となり得るか評価する。	8	○御器原駅や駅に近く、鉄道など公共交通のまちづくりが可能。 ○イベント時の駐車場として活用しやすい。	5	
将来負担などの経済性	地域貢献性	景観性	将来負担などの経済性	利便性や災害時のアクセシビリティを考慮し、今後必要な道路や橋梁など将来負担を評価する。	7	○堤防からの氾濫など浸水災害に耐えうる盛土と堤防強化。 ○拡幅したアクセス道路(コの字型3本)の整備が必要。 ○将来、南北又は西に抜ける道路と橋梁が必要。 ○上下水整備やグラウンド代替地が必要。 ○新駅や高圧線の移転は困難。	3	
		地域貢献性	まちの顔としての情報・交流・文化	将来、庁舎の増改築、他の公共施設の集約複合化等の余地に対する可能性を評価する。	9	○保国や児童館、他の公共施設の併設は可能。 ○早く保国を着手するならば顔戸グラウンド。但し、児童館は御器原地区の利用者は不便。 ○袋小路のため、消防署の併設の可能性は低い。	6	
合計			100点換算で 84点	101	100点換算で 50点	60		

3. 中間まとめ

新庁舎の建設候補地の調査・研究をするにあたり新庁舎整備特別委員会では、前回の中間報告で移転新築の結論に至った理由である「これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所」を最も重要視し、より可能性が高くなる候補地を判断していくこととしました。

2カ所に絞られた候補地のメリットとデメリットを抽出し、議員間討議を行いながら比較を行いました。しかし、それぞれに一長一短があり明快な優位性を見出せず、委員の意見も各候補地のプラス面に固執する傾向も手伝って完全に2つに分かれ、結論を導き出すことは混迷を極めました。

そこで、特別委員会としては、2つの候補地を多面的、多角的に判断するため、現在の状況がどの程度最適であるか、また今後どのような将来負担や不安材料があるかを分析し、総合的に評価をすることとしました。

評価にあたっては、「新庁舎移転と判断した原点に立ち返り、防災拠点として十分機能させられるか」「役所の性質上、地方自治法に定める住民の利便性は確保できるか」「まちづくりの視点から、求められる庁舎像の重要なポイントである7項目は満たされているか」「リスクとなるインフラ整備を想定し、将来住民への負担にならないか」以上の4点について詳細に評価をしてきました。

その結果、すべての項目において21号バイパスエリアの方が顔戸グラウンドエリアより優位性が高いと評価し、前頁の「新庁舎候補地の評価結果」を全会一致で特別委員会の結論とすることに決定いたしました。

討議を重ねて得たこの結果は、特別委員会として、手探りながらも将来を見据え、真剣に議論してきたプロセスを住民に明快にして示すとともに、後世に記録として残していかなければならないと考えています。

議長におかれましては、この結果を早急に執行部に示すとともに、執行部が特別委員会としての評価手法と結果の検証を踏まえ、候補地を最終決定することを期待し報告とします。

別添

<新庁舎整備特別委員会調査の経緯等（前回の中間報告以降）>

年月日	名称	協議内容
平成 29 年 3 月 15 日（水）	議会と町長の意見交換会	新庁舎整備について
平成 29 年 6 月 25 日（日）	議会住民懇談会	～新庁舎の場所と建物について考える～
平成 29 年 9 月 5 日（火）	特別委員会協議会 （第 10 回）	①議会住民懇談会における 住民意見について ・建設場所について ・建物について
平成 29 年 9 月 5 日（火）	特別委員会（第 10 回）	②今後の進め方について
平成 29 年 9 月 12 日（火）	議会と町長の意見交換会	新庁舎整備について
平成 29 年 9 月 20 日（水）	議会と庁舎 PJ の意見交換会	新庁舎整備について
平成 29 年 10 月 4 日（水）	特別委員会協議会 （第 11 回）	①庁舎基本構想進捗状況の 確認について
平成 29 年 10 月 6 日（金）	特別委員会（第 11 回）	②新庁舎建設候補地の比較 について
平成 29 年 10 月 27 日（金）	特別委員会協議会 （第 12 回）	①新庁舎建設候補地の比較 について
平成 29 年 10 月 31 日（火）	特別委員会協議会 （第 13 回）	
平成 29 年 11 月 10 日（金）	特別委員会協議会 （第 14 回）	①新庁舎建設候補地の比較 について
平成 29 年 11 月 10 日（金）	特別委員会（第 12 回）	②執行部に対する検討材料 の要求について
平成 29 年 11 月 16 日（木）	特別委員会協議会 （第 15 回）	①新庁舎建設候補地の評価 について
平成 29 年 11 月 16 日（木）	特別委員会（第 13 回）	②新庁舎整備特別委員会の 委員長報告について
平成 29 年 11 月 16 日（木）	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 29 年 11 月 22 日（水）	特別委員会協議会 （第 16 回）	①新庁舎整備特別委員会の 委員長報告について
平成 29 年 11 月 22 日（水）	特別委員会（第 14 回）	
平成 29 年 11 月 24 日（金）	全員協議会	特別委員会報告
平成 29 年 12 月 5 日（火）	特別委員会協議会 （第 17 回）	①新庁舎整備特別委員会の 委員長報告について
平成 29 年 12 月 5 日（火）	特別委員会（第 15 回）	

5. 御嵩町新庁舎建設検討委員会報告書

平成30年3月13日

御嵩町長 渡邊公夫様

御嵩町新庁舎建設検討委員会
委員長 辻 充孝

御嵩町新庁舎建設検討委員会報告書

本委員会では、新庁舎の導入機能について議論を重ねてまいりました。これまでに行ってきた検討についての経過を別紙のとおり報告します。

◆検討委員会のスケジュール

第1回委員会(北庁舎3階大会議室) 平成29年9月7日(木)19:00～	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱、委員長・副委員長選任 町長挨拶 報告事項…検討委員会スケジュールについて 庁舎の現状と建替えの経緯について 新庁舎に求められる機能等について
第2回委員会(北庁舎3階大会議室) 平成29年10月23日(月)19:00～	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項…新庁舎に求められる機能等について (ワークショップ)
第3回委員会(北庁舎1階保健指導室) 平成29年12月14日(木)19:00～	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項…取りまとめ 意見交換

◆検討委員会委員

学識経験者(1名)	辻 充孝	岐阜県立森林文化アカデミー 准教授
識見者 (4名)	黒川 哲	一級建築士
	知久 慎一郎	一級建築士
	河方 智之	可茂森林組合 職員
	藤田 正樹	建築部門
各種団体の代表者 (3名)	山口 健	防災リーダー会 会長
	松浦 好子	商工会女性部 部長
	谷口 純子	福祉部門
公募委員 (3名)	中川 洋二	
	大葉 浩子	
	西田 龍人	
町 事務局	伊左次 一郎	総務部長
	森島 嘉人	企画調整担当参事
	須田 和男	総務防災課長
	木村 公彦	庁舎整備係長
	成瀬 達也	庁舎整備係員

1. 経過

①ワークショップでの検討

本委員会において、新庁舎に検討委員のアイデアや意見をより活かすために、ワークショップを開催しました。ファシリテーターの進行のもと、御嵩町に関わる様々な立場の委員が庁舎に求められる機能や現庁舎の課題について討議しました。



第2回新庁舎建設検討委員会の様子

②意見の集約及び導入機能の検討

ワークショップ結果と現庁舎の課題を基に新庁舎の導入機能を以下のとおり分類し、導入機能案についてさらに活発な議論を重ねてきました。

1. 災害対策拠点機能
2. 町民サービス機能
3. 町民交流活動機能
4. 行政執務機能
5. 議会機能
6. 環境共生・省エネルギー機能



第3回新庁舎建設検討委員会の様子

2. 新庁舎建設検討委員会での検討結果

新庁舎に求められる導入機能についての検討委員会の意見は以下の通りです。

(1) 災害対策拠点機能

①災害対策本部スペース

- ・庁舎は、災害時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全を確保し、必要な機能と広さを確保して欲しい。
- ・マンホールトイレやかまどベンチ等、災害時に避難場所として利用できる屋外広場を整備して欲しい。

②防災備蓄スペース

- ・食料や飲料水等の備蓄、災害物資を保管する十分なスペースを確保して欲しい。

③ライフラインのバックアップ機能

- ・3日以上連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化、太陽光発電や蓄電池、雨水の活用等、ライフラインが途絶えた場合でも通常業務や災害支援活動の持続が可能な計画として欲しい。

(2) 町民サービス機能

①窓口スペース

- ・明るく開放感のある、利用しやすい窓口スペースが良い。
- ・町民の利用頻度が高く町民サービスに直結する窓口は1階部分に配置し、利用者目線に立った計画として欲しい。
- ・来庁者の相談内容、特性に合わせて、車椅子対応のローカウンターやハイカウンターを適正配置された方が良い。
- ・案内表示は、高齢者や障がい者等、誰もが見やすく、また、来庁者の利用目的に応じた分かりやすい表示に統一して欲しい。

②相談スペース

- ・プライバシーに配慮した相談室等を設置し、相談窓口機能を充実させて欲しい。

③駐車スペース

- ・高齢者や障がい者等にも配慮した、誰もが止めやすく利用しやすい駐車場を計画して欲しい。
- ・高齢者や障がい者等が雨天時でも利用しやすい駐車場計画が良い。

④その他スペース

- ・高齢者や障がい者等誰にでもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れて欲しい。
- ・エントランスから一目でわかる位置にエレベーターを設置し、バリアフリーに対応した計画が良い。
- ・ベビーベッド等を設置したキッズスペースを配置し、誰もがゆっくり快適に過ごせるよう配慮して欲しい。
- ・明るく利用しやすい多目的トイレを各階に設置して欲しい。

(3) 町民交流活動機能

①町民協働・交流スペース

- ・町民交流スペースとして町民ホールを整備して欲しい。
- ・広場やベンチを設置し、町民交流やにぎわいの生まれる場を整備して欲しい。
- ・来庁者が落ち着きとゆとりを感じるロビースペースを確保して欲しい。
- ・カフェや売店、ATMの設置を検討して欲しい。

②町民活動展示スペース

- ・町民が制作した作品等を展示できるロビースペースがあると良い。

③多目的スペース

- ・町民が多目的に利用できる空間を整備して欲しい。

④行政情報提供スペース

- ・町政、町民活動地域や観光に関する情報、資料等を閲覧、提供できる場があると良い。

(4) 行政執務機能

①執務スペース

- ・将来の執務空間の変更に対応できる平面計画が良い。

②会議・打ち合わせスペース

- ・目的に合わせた大小の会議室・打ち合わせスペースを整備して欲しい。

(5) 議会機能

①議場・傍聴席スペース

- ・傍聴しやすく、町民に開かれた雰囲気の良い議場が良い。
- ・障がい者や高齢者等誰でも利用しやすく適切な数の見やすい傍聴席を設置して欲しい。

(6) 環境共生・省エネルギー機能

①省資源・省エネルギー機能

- ・自然環境負荷低減のため、自然採光・通風のほか、雨水利用や、太陽光発電・燃料電池・蓄電池など再生可能エネルギーを積極的に利用して欲しい。
- ・省エネルギー技術を採用し、環境負荷の低減を図って欲しい。
- ・燃料電池車や電気自動車に対応した充電スポットや水素ステーションを設置して欲しい。
- ・省エネルギー設備と高効率な設備の運用を合わせメンテナンスコストを削減して欲しい。
- ・屋根は雨漏りしないシンプルな形状とするなど劣化の軽減を図り、維持管理費を抑制して欲しい。

②緑化の推進

- ・環境負荷低減のため、可能な部分で敷地内緑化等を検討して欲しい。

③森林資源の循環利用

- ・森林資源の域内循環の促進を図るため、積極的な木材の利用を検討して欲しい。

3. 今後の新庁舎建設について

上記の導入機能案を基本構想・基本計画に反映していただきますようお願いします。

6. 先進類似事例の調査

新庁舎建設基本構想の策定に際して、近年の新庁舎整備の事例を整理します。

事例		自治体名	延床面積 (竣工時)	構造	人口	竣工
木造庁舎の事例	事例1	埼玉県宮代町	4,243 m ²	木造 一部RC造	33,859 人	H17
	事例2	岩手県住田町	2,883 m ²	木造	5,723 人	H26
	事例3	岩手県紫波町	6,650 m ²	木造・RC造	32,626 人	H27
	事例4	高知県四万十町	6,100 m ²	RC造 一部S造・木造	17,320 人	H26
本町と同規模の人口を 擁する自治体庁舎の事例	事例5	高知県いの町	5,387 m ²	RC造	22,735 人	H27
	事例6	岐阜県北方町	5,214 m ²	S造	18,172 人	H28

※人口は平成27年国勢調査より引用

◆木造庁舎の事例

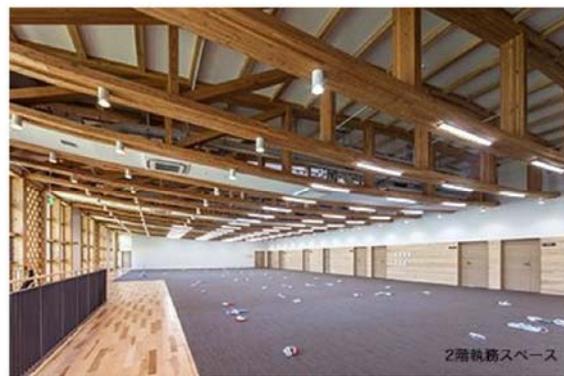
事例1	埼玉県宮代町庁舎
人口	33,859 人
竣工時の庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積：7,613 m² ■階数：地上 2 階建て ■延床面積：4,242.59 m²(RC造面積：128.00 m²) <ul style="list-style-type: none"> 1 階：2,206.10 m² 2 階：2,023.21 m² ■構造：木造一部 RC 造 ■軒高：8.3m ■最高高さ：13.8m ■柱：埼玉県産スギ 450mm×450mm ■屋根：フッ素ガルバリウム鋼板 ■外壁：珪藻土入りセメント塗り ■内 部 壁：漆喰塗り ■太陽光発電：20kw ■雨水利用：地下に 390トンのピット ■工 期：平成 16 年 2 月～17 年 1 月 ■建 築 費：13 億 500 万円(建築工事：9 億 4 千万円)
庁舎建設の経緯	<div style="text-align: center;"> <h3>建設の経緯</h3> <p>■前の庁舎は昭和35年に建築され以降、継ぎ足しの繰り返しで窓口業務が分散され、バリアフリーも不十分だった。さらに阪神淡路大震災を機に実施した公共施設の耐震診断では、庁舎は補強を含めた建替えが必要と診断された。</p> <p>■平成13年12月 庁舎以外の耐震補強工事が完了</p> <p>昭和35年 旧庁舎建設</p> <p>平成8年11月 新庁舎建設基本計画策定委員会発足 一般町民を含む25名で構成</p> <p>平成13年12月 新庁舎建設検討委員会発足 策定委員会とはほぼ同じメンバー21名で構成</p> <p>平成14年7月 設計発注</p> <p>平成16年2月 工事発注</p> <p>平成17年1月 工事完成</p> <p>2月14日 新庁舎での業務開始</p> <p>■庁舎のあり方について検討が始まりました。町では様々な政策を町民とのパートナーシップで進めるものであると考えており、新庁舎についても、市民参加による検討委員会を設置しました。</p> <p>■H14.6基本方針が策定され、木造建築が正式決定</p> </div> <p style="text-align: right;">出典：宮代町 HP</p>

庁舎建設の方針	<p>目指したもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■ 宮代町の原風景に調和したもの ■ 町民に愛されるもの ■ 農のあるまちづくりに相応しいもの <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; color: orange; margin: 0;">木造庁舎</p> </div>  <p style="text-align: right;">出典：宮代町 HP</p>
フロア構成	<p>2階：町長室、総務課、企画財政課、まちづくり建設課、産業観光課、町民生活課、教育推進課、議会事務局</p> <p>1階：税務課、会計室、住民課、健康介護課、福祉課、子育てひろば</p>
竣工	平成 17 年 1 月



事例2	岩手県住田町庁舎
人口	5,723 人
基本計画時の 庁舎概要	<p>■延床面積：約 2,500 m²</p> <p>■本庁職員数：100 人 職員一人あたりの面積：25 m²</p> <p>■構造：木造</p> <p>『本町は、林業と木材関連製造業が基幹産業であり、「森林・林業日本一の町」を目指していることから、新庁舎の構造は「木造」とする。』</p> <p>■総事業費：約 12 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設事業 ・庁舎周辺施設整備事業の事業費 ・用地取得費
基本計画時の 庁舎整備の方針	<p>①人にやさしく親しまれる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散されていた庁舎機能を集約するとともに、窓口業務の一体化や案内業務の統一性を確保し、住民や来訪者へのサービス向上を図る。 ・役場庁舎はあらゆる人々に利用される施設であることから、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを導入する。 ・町民が気軽に立ち寄り、会合や交流などに利用できるスペースを確保する。 <p>②環境にやさしく防災の要となる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風、豪雪などによる災害発生に備え、迅速かつ適切な対策を講ずるため、防災拠点としての機能の充実を図る。併せて東日本大震災の教訓を踏まえ、後方支援拠点としての機能を強化する。 ・新庁舎は多量のエネルギーを消費することから、太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや省エネルギーの設備導入により、環境対策や地球温暖化防止に貢献する。 <p>③住田町らしさを発信する庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎は、町の象徴であり、対外的な顔となることから、住田町にふさわしい建築物とする。 ・住田町の歴史、文化、産業など、特色ある町づくりの情報を発信できるスペースを確保する。

竣工時の庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積:7,881 m² ■建築面積:2,419 m² ■延床面積:2,883 m² ■規模:地上2階 ■構造:木造(耐力壁軸組工法・レンズ型木造トラス構造) ■木構造部数量:710.7 m³(スギ 247.7 m³ カラマツ 463.0 m³) ■空調設備:太陽光パネル発電・蓄電池 15kW(非常時対応分) 太陽光発電外路灯 6基 ■工期:平成25年8月1日～平成26年7月31日 ■事業費:12億4千万円(設計・施工費)
フロア構成	<p>2階:会議室、書庫、教育長室、選挙管理委員会、放送室、庁議室、応接室、町長室、教育委員会、林政課、農政課、企画財政課、総務課、待合スペース等</p> <p>1階:町民生活課、税務課、保健福祉課、建設課、会計室、待合スペース、キッズコーナー、授乳室、相談室、副町長室、宿直室、交流プラザ、町民ホール等</p>
竣工	平成26年7月



出典:住田町 HP

事例3	岩手県紫波町庁舎
人口	32,626 人
基本計画時の 庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積:約 6,580 m² ■延床面積:約 6,750 m² ■本庁職員数:269 人 職員一人あたりの面積:25 m² ■駐車場面積:約 3,835 m² ■構造:木造・RC 造 ■概算事業費:約 27 億 3 千万円(本体工事:約 20 億 3 千万円)
基本計画時の 庁舎整備の方針	<p>①町民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の利用が最も多い窓口空間は、利便性がよく分かりやすいものとして町民の満足度を向上させるよう計画します。 ・ より機能的で効率的な行政運営を実現します。 <p>②すべての町民に開かれた庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みんなが利用しやすく、快適な庁舎とします。 ・ 町民が気軽に参加し、傍聴できるような議場とします。 <p>③防災拠点機能を備えた庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が日常的に利用する施設として、安全性の高い庁舎とします。 ・ 災害対策拠点として、また災害時の県や他の関係機関との連携に配慮し、機能性、安全性を十分に確保します。 <p>④町民に親しまれる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎は、長期に渡り町民に利用されることを踏まえます。 <p>⑤環境のまちにふさわしい庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模で温暖化防止への取組が行われていることから、自然エネルギー等を積極的に活用し、環境負荷の低減に努めます。 <p style="text-align: right;">(基本計画「新庁舎の整備の考え方」より一部抜粋)</p>

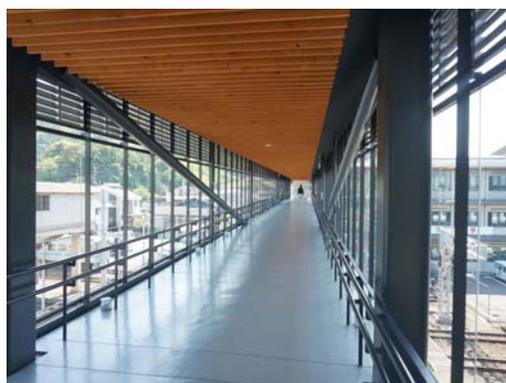
竣工時の庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築面積: 2,584.05 m² ■ 延床面積: 6,650.43 m² ■ 規 模: 地上 4 階、地下 1 階(木造部分は地上 3 階) ■ 構 造: 木造・RC 造 ■ 工 事 費: 21 億 7 千万円 ■ 事業手法: PFI 事業 <p style="text-align: center;">民間企業の経営上のノウハウや技術の活用、設計・建設・運営維持管理を一体的に行うことにより事業コストを削減している。</p>
フロア構成	<p>【中央棟】</p> <p>3 階: 議会事務局、監査委員事務局 等</p> <p>2 階: 環境課、農林課、商工観光課、農業委員会事務局、土木課、都市計画課、下水道課 等</p> <p>1 階: 庁舎案内、税務課、町民課、福祉課 等</p> <p>【東棟】</p> <p>3 階: 学務課、生涯学習課、国体推進課 等</p> <p>2 階: 企画課、総務課・選挙管理委員会事務局、税務課 等</p> <p>1 階: 長寿健康課 等</p>
竣工	平成 27 年 3 月



出典: 紫波町 HP

事例4	高知県四万十町庁舎
人口	17,320 人
基本計画時の 庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積:4,051.14 m² ■延床面積:6,244.3 m²(庁舎・保健センター) ■本庁職員数:162 人 職員一人あたりの面積:38 m² ■駐車場面積:1,375 m²(来庁者用 55 台) ■事業費:24 億 4 千万円(主体工事 13 億 4 千万円)
基本計画時の 庁舎整備の方針	<p>①周辺景観に調和し、永く町民に親しまれる庁舎環境であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した中で、町民をはじめ外部の人たちに町役場とわかりやすい建物とするとともに、四万十材を積極的に活用し、四万十町にふさわしい建物をめざす。 <p>②ユニバーサルデザインに配慮し、利便性に富んだ庁舎であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者にわかりやすい動線の確保や、高齢者や体の不自由な人に配慮した庁舎をめざす。 <p>③行政需要の多様化、組織機能の見直し、高度情報化等に対応できる柔軟な庁舎であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な行政エリアの中で庁舎からの情報通信により町民サービスが提供できる庁舎をめざす。 <p>④環境に優しく、省資源、省エネルギーに配慮した維持管理上も経済性に優れた庁舎であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策等による自然環境の活用や太陽光、雨水及び風力などの自然エネルギーを有効利用できる庁舎をめざす。 <p>⑤防災機能をもち、他の周辺公共施設との機能的な連携の図れる庁舎であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察や県の出先機関と連携が図れ、災害時において対応できる庁舎をめざす。 <p>⑥保健センター機能をもち、町民の健康と生きがいを提供する庁舎であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診ホール・診察室・相談室等の機能を有し、赤ちゃんからお年寄りまで世代を問わずふれあい、憩うことができる庁舎をめざす。

竣工時の庁舎概要	<p>■敷地面積:8,550.70 m²</p> <p>■建築面積:3,045.35 m²</p> <p>■延床面積:6,100.42 m²</p> <p>(西庁舎:2,998.67 m² 東庁舎:2,263.74 m² 自由通路:253.27 m²他)</p> <p>■構造規模:西庁舎 RC造一部S造・木造(免震)、地上3階、高さ13.82m 東庁舎 RC造一部S造・木造(免震)、地上3階、高さ17.25m 自由通路:S造(耐震)、地上3階、高さ12.24m</p>
フロア構成	<p>【本庁西庁舎】</p> <p>3階:書庫、町長室、副町長室、選挙管理委員会、防災対策室、危機管理課、総務課、企画課、会議室 等</p> <p>2階:建設課、環境水道課、にぎわい創出課、林業振興室、農林水産課農業委員会事務局、会議室 等</p> <p>1階:税務課、町民課、会計管理室、警備室、会議室、ふれあいホール 等</p> <p>【本庁東庁舎】</p> <p>3階:議場、倉庫、議員控室、議会事務局、議長室、議会図書室、委員会室 等</p> <p>2階:地域交流センター町民活動支援室、教育長室、教育委員会、会議室生活訓練室、和室、地域交流センター多目的小ホール 等</p> <p>1階:会議室、印刷室、相談室、地域交流センター多目的大ホール、ふれあいホール、地域包括支援センター、健康福祉課 等</p>
竣工	平成 26 年 3 月



◆本町と同規模の人口を擁する自治体庁舎の事例

事例5	高知県の町の庁舎
人口	22,735 人
基本構想時の 庁舎概要 (※基本計画の策定無し)	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積:約 4,100 m² ■延床面積:5,200 m² ■本庁職員数:178 人 職員一人あたりの面積:29 m² ■駐車场面積:3,253.07 m²
基本構想時の 庁舎整備の方針	<p>①防災拠点機能、災害復興時の本部機能等の整備</p> <p>・新庁舎は大地震などの防災拠点として住民の安全を守る大きな役割を持っています。広域的な災害に対しては相互の支援センターとして、また、災害復興時には復興支援本部としての機能を果たさなければなりません。このため、高い耐震性を有するとともに、災害時の本部機能を十分に発揮できる設備を備えた施設とします。</p> <p>②高度な機能を有する住民サービス</p> <p>・ワンストップサービスのことばに代表されるように、大きく変化する住民サービスへの対応や、誰でも利用しやすい施設であるためのユニバーサルデザイン化など、住民サービスと機能の充実を図ります。</p> <p>③簡素で経済的、環境へ配慮した庁舎</p> <p>・自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中での庁舎建設は、極めて慎重な財政計画のもとで行わなければなりません。従ってシンボリック要素や華美な要素を排除し、機能性、効率性を重視して建設費の低減を図るとともに、省エネルギー設備の導入等により維持管理費の低減を図り、いの町地球温暖化対策推進実行計画及び地球環境問題に配慮した庁舎とします。</p> <p>④今後の社会状況の変化にも対応可能な庁舎</p> <p>・地方自治体のあり方は今後も変化することが予想されますが、その変化に応じて庁舎を建設することはできないため柔軟に対応することが可能な庁舎とします。</p>

竣工時の庁舎概要	<p>■コンセプト:「千年和紙に育まれた百年庁舎」</p> <p>いの町の伝統と文化を継承し、これから百年以上にわたり、災害に強くそして長く愛され、生き続けていく百年庁舎。</p> <p>■延床面積:5,387 ㎡</p> <p>■規 模:地上 4 階</p> <p>■構 造:RC 造(柱頭免震構造)</p>
フロア構成	<p>4 階:議場、議会事務局、正副議長室、防災無線室、会議室、議員控室 等</p> <p>3 階:教育委員会事務局、総務課、町長室、会議室 等</p> <p>2 階:町民課、出納室、土木課、産業経済課、管財契約課、環境課 上下水道課、副町長室、会議室 等</p> <p>1 階:いのホール、いのプラザ、平井康三郎記念ギャラリー、会議室 等</p>
竣工	平成 27 年 3 月



1階



2階

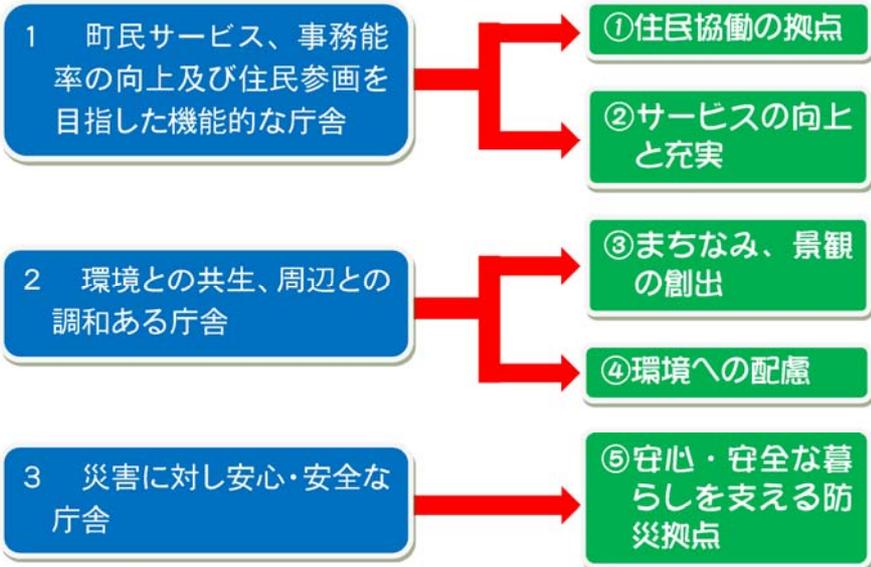


3階



4階

出典:いの町 HP

事例6	岐阜県北方町庁舎
人口	18,172 人
基本計画時の 庁舎概要	<p>■敷地面積：18,721.82 m²(うち庁舎予定地分：5,770.00 m²)</p> <p>■延床面積：最大 5,000 m²程度</p> <p>■本庁職員数：約 100 人 職員一人あたりの面積：50 m²</p> <p>■駐車場規模：約 100 台以上(公用車を除く)</p> <p>■建設費用：約 15 億円(新庁舎本体・付属施設・諸設備等)</p>
基本計画時の 庁舎整備の方針	<p>3つの基本理念</p> <p>①町民サービス、事務能率の向上及び住民参画を目指した機能的な庁舎</p> <p>②環境との共生、周辺との調和ある庁舎</p> <p>③災害に対し安全・安心な庁舎</p> <p>5つの基本方針</p> <p>①住民協働の拠点</p> <p>②サービスの向上と充実</p> <p>③まちなみ、景観の創出</p> <p>④環境への配慮</p> <p>⑤安心・安全な暮らしを支える防災拠点</p> <p style="text-align: center;">【基本理念と基本方針の関係図】</p>  <pre> graph LR C1[1 町民サービス、事務能率の向上及び住民参画を目指した機能的な庁舎] --> P1[①住民協働の拠点] C1 --> P2[②サービスの向上と充実] C2[2 環境との共生、周辺との調和ある庁舎] --> P3[③まちなみ、景観の創出] C2 --> P4[④環境への配慮] C3[3 災害に対し安心・安全な庁舎] --> P5[⑤安心・安全な暮らしを支える防災拠点] </pre>

竣工時の庁舎概要	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地面積:5,760.36 m² ■建築面積:2,684.76 m² ■延床面積:5,213.61 m² ■規 模:地上3階 ■構 造:S造
フロア構成	3階:議場、議会事務局、議会関係諸室、大会議室、小会議室 等
※基本計画時の フロア構成	2階:町長室、副町長室、総務課、教育委員会、防災対策室 等
	1階:税務課、住民保険課、福祉健康課、上下水道課、都市環境農政課、 会計室、収納課 等
竣工	平成28年3月

